



柏市消費者教育推進連絡会つうしん No. 8

平成26年7月発行

・・・柏市消費者教育推進連絡会とは・・・

- ◆目的 柏市の学校における消費者教育の推進
- ◆委員 教育委員会職員、小、中、高等学校の教員
- ◆事務局 消費生活センター
- ◆活動 年3回の会議、研修会、「消費者教育の視点を持った授業」の計画と実践
各学校や柏市の全学校への消費者教育の紹介、支援

= これから2年間活動いただく連絡会委員の皆様です =

教育研究所 斎藤 世利子 所長（座長）		指導課 福田 裕司 指導主事	
柏第三小学校 和田 恵吾 先生	田中北小学校 東條 正興 先生	酒井根西小学校 稻田 説子 先生	高田小学校 澤田 堂樹 先生
高柳西小学校 平野 容樹 先生	柏中学校 鶴巣 寿 先生	土中学校 生田 史恵 先生	中原中学校 大黒 智晴 先生
豊四季中学校 北尾 俊之 先生	沼南高柳高等学校 倉田 和明 先生	柏日体高等学校 布施 裕人 先生	

ご協力いただく学校を分散し、お近くの先生方を公開授業にお誘いしやすい体制をとりました。

委員の先生からの情報やワークショップの情報などは随時お知らせしていきます。

委員以外の先生方からの消費者教育に関する取り組みなどの情報もお待ちしています！

■ 7月1日 第1回連絡会が開催されました



▲研修会で講師の話を熱心に聞く委員の皆さん



▲教育委員会指導課、学校保健課、教育研究所から5人の指導主事の先生方も聴講

【問合せ先】柏市市民生活部消費生活センター

電話：7163-5853 FAX：7164-4327
E-mail:shohiseikatsu-c@city.kashiwa.lg.jp



消費者教育 つ 被害防止教育

家庭科、社会科の教科書には「消費者問題」「クーリング・オフ」「消費生活センター」等の記述がありますが、消費者教育とはそこだけを教えて済むものではありません。子どもたちの「よりよい社会を作っていくこう！」という思いに弾みがつくような消費者教育について、横浜国立大学 教育人間科学部教授 西村 隆男 氏に伺いました。

■ 消費者教育とは

「お金を払わない限り生活は成り立たない」それが大前提。その中で「よく生きるにはどうしたらいいか」を考えさせるのが消費者教育です。

1962 年にケネディ米大統領が提唱した消費者の4つの権利①安全を求める権利②選択する権利③意見が聞き届けられる権利④知らされる権利は、粗悪な製品が横行していた時代のものですが、消費者行政の基本理念として現在も生きています。子どもたちがこれらの権利を理解し、将来に希望を持って生きる能力を身につけられるよう働きかけること、潜在能力を引き出すため、いかに刺激を与えるかが教育者には求められています。

■ 批判的思考を通じて生きる力を育む

教室にペットボトル飲料を持ち込んだとします。そこには様々な情報が書いてあります。「これはどういう意味だろう？」「本当かな？」「試してみよう」「疑問があるから作った会社に聞いてみよう！」…このような姿勢が批判的思考です。小学生には小学生なりの、中学生には中学生なりの視点で現実の社会、企業、市場、生活を見る必要があります。肌で社会を感じるダイナミズムが消費者教育の要素です。

■ 消費者市民社会の構築を目指して

国際消費者機構では消費者の5つの責任「批判的意識を持つ。主張し行動する。社会的関心を持つ他者、弱者への影響を自覚する。生活が環境に及ぼす影響を理解する。消費者として団結、連携する」を提唱しています。先生方が学校教育の中で、これらの力を育てる授業を工夫される場合には、これまで蓄積された様々な事例やリソースが参考になります。



このちらしに
見覚えがありますか？！
**柏市版
消費者教育ポータルサイト**

職員室 WEB 小学生
職員室 WEB 中学生
…からアクセスできます！
※まだ素材のページが寂しいですね。
これから先生方が作成した素晴らしい素材を集めて充実させていきます。

★この「つうしん」もダウンロードできます！



**6月20日 国民生活センターにて
消費者教育シンポジウム**
(公財)消費者教育支援センター主催

「学校における消費者教育のさらなる充実にむけて」柏市の取り組みを報告する齋藤座長